

令和3年度総合精度管理調査実施要綱

1 趣旨

労働安全衛生法に基づく健康診断は、受診者の健康状態を把握し保健指導を的確に実施することによって疾病の予防を図るほか、その健康情報を作業管理、作業環境管理にフィードバックし改善することにより、働く人たちの健康を保持し常に健康で快適に働けるようにすることを目的としている。

健康診断の結果は、事業場における労働衛生管理を推進するうえでの基本情報であり、その信頼性を高めることが極めて重要である。このため、健康診断を実施している施設等を対象に、各種検査・読影等の精度を審査・評価する精度管理調査を実施し、それら評価結果を公開することにより、優良な健康診断施設の育成および高い精度の維持を図ることとする。

2 実施者

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

公益社団法人 日本人間ドック学会（腹部超音波検査精度管理調査共同実施）

一般社団法人 日本消化器がん検診学会（胃X線検査精度管理調査共同実施）

3 協賛

公益社団法人 日本医師会

中央労働災害防止協会

4 対象施設

一般健康診断、がん検診、人間ドック等を実施する健康診断施設及び検体検査を受託している施設（以下「登録衛生検査所等」という）であって、本精度管理調査への参加を申し出た施設とする。

5 精度管理調査の種類

(1) 労働衛生検査に関する精度管理調査

鉛、有機溶剤及び特定化学物質に係る健康診断を実施する健康診断施設及び登録衛生検査所等を対象に、血中鉛、尿中デルタアミノレブリン酸、有機溶剤・特化物に係る尿中代謝物の測定調査試料を送付し、参加施設から測定結果を報告してもらい、その測定値の精度を評価する。

(2) 臨床検査に関する精度管理調査

検体検査を実施する健康診断施設及び登録衛生検査所に対し、生化学検査（11項目）、血液学的検査（7項目）、尿検査（3項目）に係る精度管理試料を送付し、参加施設から測定結果を報告してもらい、その測定値の精度を評価する。

(3) 胸部X線検査に関する精度管理調査

健康診断で撮影した胸部X線画像データを提出してもらい、当該画像の撮影技術（画像処理条件も含めた総合技術）及び読影技術について評価する。また、ガラスバッチによる放射線量管理調査を3年に1回実施する。

(4) 腹部超音波検査に関する精度管理調査

「日本消化器がん検診学会 腹部超音波検診判定マニュアル」に基づいた正常例超音波

静止画像と、健康診断施設で撮影した異常所見静止画像およびシエーマを提出してもらい、当該画像の操作技術及び読影技術について評価する。

(5) 胃 X 線検査に関する精度管理調査

健康診断施設で撮影した胃 X 線検査の正常例画像と有所見画像を提出してもらい、当該画像の撮影技術と診断技術について評価する。

6 内部精度管理状況等の調査

精度管理調査(1)～(5)に関する調査に関し必要な事項については、別途書面調査を行う。また、健康診断が行う内部精度管理調査および健康診断施設が登録衛生検査所等に対して行う外部精度管理調査の状況を把握するための調査も併せて実施する。

7 各種検査に係る精度管理調査の実施細目

労働衛生検査、臨床検査、胸部 X 線検査、腹部超音波検査及び胃 X 線検査に係る実施要領は別に定める。

8 精度管理調査参加方法

精度管理調査に参加する施設は、労働衛生検査、臨床検査、胸部 X 線検査、腹部超音波検査、及び胃 X 線検査に関する精度管理のすべてに参加することを原則とするが、健康診断施設、登録衛生検査所等の事業実態により部分参加することもできる。

9 精度管理実施体制の充実

(1) 労働衛生検査、臨床検査に係る精度管理業務責任者等に対する研修

各施設における日常の精度管理を充実させるため、精度管理業務責任者、検体検査実務担当者等に対する研修を実施する。検体検査を外部委託する施設にあっても精度管理業務責任者を選任することとされていることから、研修参加を呼びかける。なお、精度管理調査結果の成績が一定のレベルに達していない施設には、業務責任者の参加を要請する。

(2) 胸部 X 線検査に係わる医師、診療放射線技師に対する研修

より鮮明な X 線画像を読影に供するため、医師、診療放射線技師を対象とした研修を実施する。なお、胸部 X 線の撮影技術についての評価が一定のレベルに達していない施設に対しては、研修参加を要請する。

(3) 腹部超音波検査に係る研修

より鮮明な超音波静止画像を読影に供するため、超音波検査に携わる医師、臨床検査技師等を対象とした研修を実施する。

(4) 胃 X 線検査に係る研修

より鮮明な胃 X 線画像を読影に供するため、胃 X 線撮影に携わる臨床放射線技師等を対象とした研修を実施する。

10 参加施設の評価成績の公表

参加施設の評価結果については、「全衛連総合精度管理調査評価の概要」(冊子)及び全衛連ホームページにおいて優良施設を公表する。

1 1 参加費用

精度管理調査参加費用として労働衛生検査、臨床検査、胸部X線検査、腹部超音波検査及び胃X線検査に係る精度管理調査実施要領で定める参加費用を納付するものとする。